

別表第二号第3 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

19 無線局の区別

※ 整理番号

	(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備	(2) (1)以外の無線設備
20		
電	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [J]	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J]
波	<input type="checkbox"/> F2B ch 70 W	<input type="checkbox"/> F2B ch 70 W
の	<input type="checkbox"/> F3E W	<input type="checkbox"/> F3E W
型	<input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [K]	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X]
式	<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W	<input type="checkbox"/> A3E W
並	<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [W]
び	<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W	<input type="checkbox"/> A3E W
に	<input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [L]	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [U]
希	<input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W	<input type="checkbox"/> J3E W
望	<input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W	<input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [V]
す	<input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W	<input type="checkbox"/> A3E W
る	<input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W	<input type="checkbox"/> 船上通信設備 [I]
周	<input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W	<input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W
波	<input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W	<input type="checkbox"/> F1D F1E 457.51625 - 457.584375 MHz 及び 467.51625 - 467.584375 MHz 6.25kHz間隔の24波 W
数	<input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [S]	<input type="checkbox"/> レーダー [G]
の	<input type="checkbox"/> F2B ch 70 12.5W	<input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW
範	<input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5 kHz間隔の周波数 182波 12.5W	<input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [R]
囲	<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [M]	<input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2W
及	<input type="checkbox"/> Q0N 9350 MHz 0.4W	<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [V]
び	<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [Q]	<input type="checkbox"/> W
空	<input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz 1.0W	<input type="checkbox"/>
中	<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N]	<input type="checkbox"/>
線	<input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
電	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
力	<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [P]	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17) W	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [T]	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz W	<input type="checkbox"/>

		21 無線局の区別				※ 整理番号				
22 無線設備の設置場所	フリガナ			23 停泊港コード	24 主たる停泊港					
	船舶名									
	英文			25 船舶の所有者		□ 免許人 □ その他 ()		26 船舶の運行者		
27 船舶の用途コード			28 総トン数			29 旅客定員コード			30 長さコード	
31 国際航海従事	□ 有 □ 無		32 電気通信業務の取扱範囲	□ 国内 □ 国際		33 航行する海域コード			34 航行区域又は従業制限コード	
35 船舶番号又は漁船登録番号						36 信号符字				
37 加入海岸局	正加入					準加入				
38 施行規則第28条第2項の無線設備等	局種コード			無線設備の名称		コード[]				
39 施行規則第28条第3項の無線設備等	局種コード			無線設備の名称						
40 施行規則第28条第6項の無線設備等	局種コード			無線設備の名称						
41 法第33条及び第35条関連 (義務船舶局の場合に限る。)	(1)法第33条の規定により備えなければならない受信機等					(2)法第35条の措置				
	<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機[英文 (518kHz)] <input type="checkbox"/> ナブテックス受信機[和文 (424kHz)] <input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機 <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[超短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[中短波帯] <input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機[中短波帯及び短波帯] <input type="checkbox"/> 無線航法装置 <input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 <input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備 型名 [] 識別信号 [] 免許の番号 []					<input type="checkbox"/> 法第35条第1号の措置 <input type="checkbox"/> 超短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機 <input type="checkbox"/> インマルサット船舶地球局の無線設備を予備設備とする場合 型名 [] 識別信号 [] 免許の番号 [] <input type="checkbox"/> その他 (他の無線設備の機器を予備装置とするときはその機器) [] <input type="checkbox"/> 法第35条第2号の措置 (<input type="checkbox"/> 他の者への委託) <input type="checkbox"/> 法第35条第3号の措置				
42	備考									

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄 等	備 考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42	
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 2 3(注1) 5 6 9(注1) 10(注1) 19(注2) 21(注3) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 20の欄に変更がある場合に限る。 (注3) 22の欄から42の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 9 11 17 18 19 20	

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7 5の欄は、次によること。

- (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。
- (2) 船舶地球局に限り再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること。
- (3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- 8 6の欄は、次によること。
- (1) 氏名又は名称の欄は、次によること。
- ア 法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する口にレ印を付けること。
- イ 申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航海に従事する船舶にあつては、英文による表記を付記すること。
- (2) 住所の欄は、次によること。
- 都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 8の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。
- 11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載することとし、義務船舶局の場合は「無期限」と記載すること。
- 13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- 14 13の欄は、該当する口にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の口にレ印をつけること。
- 16 15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 17 16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、船舶地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である船舶地球局又は海岸地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。
- 18 17の欄は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

- (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)

19 18の欄は、船舶地球局の場合に、20の欄は船舶局の場合に記載することとし、次によること。

- (1) 電波の型式は、次によること。

ア 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

イ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第2号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。

(ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

(イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

(2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。この場合において、免許規則第10条の2第1項の規定による総務大臣が別に告示する記号によつて記載する場合は、「4—22MHz(T1 U1 01)30波」のように記載すること。また、シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「10kHz間隔の周波数100波」のように付記すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、船舶地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

(3) 船舶局にあつては、各無線設備は、該当する機器がある場合又は希望する電波の型式及び周波数について、該当する□にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の電波の型式並びに周波数及び空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。

(4) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

- 20 19の欄及び21の欄は、当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。
- 21 22の欄は、船舶の名称を記載し、フリガナを付けること。この場合において、船舶地球局及び船舶局であつて国際航海に従事する船舶にあつては英語による名称を付記すること。
- 22 23の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県について、日本工業規格JIS X0401に規定する都道府県のコード(2桁)を記載すること。
- 23 24の欄は、船舶局の場合に限り記載することとし、船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。
- 24 船舶地球局においては、25及び27から36までの欄は、記載事項の内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる場合は、その旨並びに当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号を41の欄に記載して、当該事項の記載を省略することができる。
- 25 25の欄は、当該船舶の所有者について、免許人(免許の申請の場合にあつては、申請者とする。)又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を記載すること。
- 26 26の欄は、船舶地球局に限り記載することとし、当該船舶の運行者について記載すること。
- 27 27の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 28 28の欄は、次によること。
- (1) 国際航海に従事する船舶については、国際総トン数を具体的に記載すること。
 - (2) 国際航海に従事しない船舶については、国内トン総数を具体的に記載すること。
 - (3) 国際航海に従事しない船舶であつて、国際トン数証書の交付を受けているものについては、(2)に加え、41の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。
- 29 29の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 30 30の欄は、船舶局に限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。
- 31 31の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 32 32の欄は、船舶局に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。
- 33 33の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。
- 34 34の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 35 35の欄は、船舶局に限り記載することとし、「123456」又は「TK2-1234」のように記載すること。
- 36 36の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。
- 37 37の欄は、船舶局に限り記載することとし、加入している海岸局を、正加入、準加入の別に従い記載すること。
- 38 38の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種及び無線設備の名称について、コード表により該当するコードを記載すること。
- 39 39の欄及び40の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種については、コード表

により該当するコードを記載し、無線設備の名称は具体的に記載すること。

(記載例) TG インマルサットC

40 41の欄は、船舶局に限り記載することとし、次によること。

- (1) (1)の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の[]には該当する事項を記載すること。この場合におけるインマルサット船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の2第1項のインマルサット船舶地球局のものに限るものとし、インマルサット高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第9項のインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備を含むものとする。
- (2) (2)の欄は、法第35条の規定による措置をとらなければならない船舶局の場合に限り、そのとることとした措置について記載し、該当する□にレ印を付け、同欄の[]には該当する事項を記載すること。この場合において、同条第2号の措置をとることとした船舶局であつて当該措置を他の者に委託する場合は、その契約書の写しを添付すること。
- (3) (2)の契約書の写しは、予備免許を受けた後、落成後の検査までに提出することができる。この場合においては、41の欄にその旨を記載すること。

41 42の欄の記載は、次によること。

- (1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
- (2) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。
- (3) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第4条第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除されたものである場合は、その旨を記載すること。
- (4) 当該船舶局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものである場合は、使用周波数の測定を受けることとなつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号を記載すること。
- (5) 検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。
- (6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
- (8) 船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。
- (9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- (10) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

42 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載

し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

43 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

44 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。